

平成 24 年度 認定実技審査 意見交換会意見に関する見解

認定実技審査委員会
認定実技審査要領編集小委員会

平成 24 年度に公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施した認定実技試験審査で、審査終了後に行われた審査員と各校との意見交換会の議事録に記載され寄せられた審査要領及び実技審査に関する意見を検討し、以下に示す見解を纏めました。

I 柔道整復実技審査

1. 審査実施方法について

- ① 受審者が出題と異なる実技を実施した場合の対応(訂正の是非)について明確にした方がよい。

見解 受審者に出題が正確に伝わるように配慮してください。

また、受審者が出題を誤解していることに審査員が気づいた場合に、審査の途中で受審者に知らせることは可能です。指摘を受けてやり直すかどうかは受審者の判断に任せてください。ただし、審査時間は延長しません。

例 受審者に口頭で出題することに加え出題カードなどで示すことも考慮してください。実施前に受審者が出題を再度確認することも可能としてください。

- ② 時間はストップウォッチではなく、タイマーを使用するように統一した方がよい(受審者も時間の確認ができる)。

見解 4分経過時点などで経過時間を知らせる等の配慮をすることは妨げません。また、タイマーを使用することは各校の裁量に任されることです。

- ③ 一つの実技で評価することは難しく、複数の実技で評価した方がよい。

見解 認定実技試験による評価は受審者が 3 年間に修得したものの修得状況を評価する制度で、出題項目によって受審者の「でき」「できない」があることは学校の指導が十分でないと思われます。しかし、受審者の審査当日に受ける不公平感を考慮し、将来的な制度改正に当たって複数課題の審査を検討事項とさせていただきます。

- ④ 将来的に不公平感をなくすため整復(検査)と固定(包帯)をセットにした出題にした方がよい。

見解 同上

- ⑤ 患者モデルの介助は審査時間に含めない方がよい。

見解 柔道整復業務においては患者の対応も重要な項目であり、審査項目に含めることが適当であると思われます。

- ⑥ 時間は立会人が計る方がよい。

見解 審査時間の計測は正確に計測できるのであれば、審査員自身でも立会人でも実状に合わせて実施してください。

2. 実技内容について

① 包帯において全身状態の確認が必要か検討した方がよい。

見解 柔道整復業務全般において患者の状態を確認することは必須で、包帯実施時においても同様であると考えられます。

② 固定は下巻きを行う方がよい。

③ 包帯は遠位から行うことと定めた方がよい。

見解 上記2項目について、各校の教育内容に合わせて審査を実施してください。ただし、審査の実施に当たっては審査員との事前打ち合わせにおいて教育内容の確認を行い、各校の教育内容に反しないよう配慮して審査を実施してください。

3. 評価項目について

① 評価表の評価項目の順序を整理した方がよい。

見解 検討いたします。

② 評価項目を増やした方がよい。

見解 検討いたします。

③ 出題により各項目の難易度が異なるので検討した方がよい。

見解 原則として1.の③で示した考えと同じですが、今後の検討課題と致します。

④ 鍼灸の実技試験に比して評価項目が細分化されておらず、評価基準が甘くなるので検討した方がよい。

見解 評価項目の細分化については、将来、OSCEを考慮した審査の導入を検討する段階での検討項目と致します。

4. 審査時間について

① 出題により所要時間に差が生じるので検討した方がよい。

② 5分は厳しいので、増やした方がよい。

③ 上腕骨外科頸骨折の固定が最後までできることを想定した時間設定にした方がよい。

④ 出題項目により所要時間が異なるので、出題により時間設定を変更した方がよい。

⑤ 固定実技の方が時間的に不利になるので、検討した方がよい。

見解 上記5項目について、各校により時間内で終了するような教育を実施していただくことが原則ですが、今後、実施状況をみて検討して参ります。

⑥ 固定材料の選択時間を明確にした方がよい。

見解 選択時間は1分程度を想定していますが、今後、実施状況をみて審査実施に不都合が生じるようであれば、設定を検討して参ります。

5. 採点について

- ① ○×評価は難しいので、3段階評価(△または0.5点)にした方がよい。

見解 各評価項目は求めている内容が「できている」か「できていない」かで評価するもので、「おおむねできている」場合以上が○で、それ以下であれば×と評価されます。従って、60%位のできだと思われる場合の評価は×となります。

- ② 助手とモデルを一つの項目で評価しなければならないので、助手○、モデル×の際の評価方について明確にした方がよい。

見解 この評価項目は受審者が助手および患者モデルに対して行う指示が適切かどうかの評価を行う項目で、助手や患者モデルが適切な行動をとったかどうか(助手や患者モデルの能力)を評価するものではありません。従って、受審者の指示が助手に対して○、患者モデルに対して×の場合またはその逆の場合は5. ①と同様に×の評価になります。

- ③ A評価となりやすく感じるので採点の基準を厳しくした方がよい。

見解 今後、実施状況をみて検討して参ります。

6. 口頭試問について

見解 口頭試問の内容を明確に示すようになどの意見がありましたが、本審査要領を公表して受審者が出題内容について知りうる状態である関係から、柔道整復実技審査に関する口頭試問の内容については明示しないことに致します。

7. 審査組数について

1組30名程度の審査になるように審査組数を検討した方がよい。

見解 審査制度の変更については認定実技審査委員会に検討を付託します。

8. 実施時期について

実施を早く(8月、1か月早く)した方がよい。

見解 審査制度の変更については認定実技審査委員会に検討を付託します。

9. その他

- ① 各校教育内容に相当差異があるので、実技内容の事前確認について検討した方がよい。

見解 実技内容については審査当日の審査員と各校との打ち合わせで確認してください。

なお、審査当日より前の時点で派遣審査員の方から実技内容に対して指示をするなどは厳に慎んでいただきたい。

- ② 実施したアンケート結果をホームページに公開した方がよい。

見解 集計結果については内容を精査したうえで公開に向け検討します。

- ③ 審査員の資格取得に試験を実施した方がよい。

見解 審査制度の変更については認定実技審査委員会に検討を付託します。

審査要領編集小委員会からの要望

- ① 受審者の手元が見にくい場合は、受審者を移動させるなどを行わず、審査員自らが見やすい位置に移動するなどして審査を行ってください。
- ② 審査ブースごとに出題項目を決めるなどしないで、受審者ごとにランダムに出題項目を変えるよう徹底していただきたい。
- ③ 受審者の操作等に疑義がある場合には、審査終了後に確認することを徹底していただきたい。
- ④ 派遣審査員、自校審査員ともセクシャルハラスメント、パワーハラスメントと取られる発言がないよう十分注意していただきたい。
- ⑤ 各校において「認定実技審査要領」が公表されていることを受審者に周知していただき、受審者が審査要領の内容を充分把握して審査を受けるよう配慮していただきたい。
- ⑥ 神経・血管損傷の確認についての審査は、損傷の有無についてルーチンとしての粗いスクリーニングを想定していて、神経支配領域を正しく理解しているかを評価しているものではありません。従って、上肢の損傷を主訴としている患者に対して、上肢全体の感覚を適切に調べている場合は○と評価します。血管損傷についても動脈の拍動に触れるあるいは爪を圧迫するなど適切に調べていけば○と評価します。ただし、動脈の拍動は適切な部位で触知しなければ障害の有無を調べられないことから、誤った部位に触れている場合は×と評価します。(審査の進行上は粗いスクリーニングの結果障害がなかったことを想定しています。)

II 柔道実技審査

1. 審査実施方法について

- ① 口頭試問による受審者についても礼法など可能な範囲で実技を実施させる方がよい。
見解 口頭試問の受審者の評価は口頭試問のみで行ってください。ただし、現行で実施している通り可能な範囲の実技を行わせることは差し支えありません。この場合は採点には反映しません。
- ② 審査の準備運動を必須とすることを検討した方がよい。
見解 審査時の怪我の発生などを防ぐ意味で、各校において審査前に充分準備運動を行うよう配慮していただきたい。

2. 実技内容について

- ① 立ち方の方法(尻を正面に向けていいのか否か)を統一した方がよい。
見解 出題された「形」によっては仕方がない面もあるので現行通りで実施してください。

3. 評価項目について

- ① 「形」において「足の運び」「組み方」「手の動き」の項目を追加した方がよい。

見解 検討いたします。

4. 採点について

① 形(受身)の左右のできが、差異があるときの評価を明確にした方がよい。

見解 形(受身)は左右が同じようにできて、できたと評価されるべきもので、「片方ができない」または「できが悪い」場合は×と評価していただきたい。

② ○×評価は難しいので、3段階評価(△または0.5点)にした方がよい。

見解 柔道整復実技審査の評価と同様に、各評価項目は求めている内容が「できている」か「できていない」かで、評価するもので、「おおむねできている」場合以上が○で、それ以下であれば×と評価されます。従って、60%位のできだと思われる場合の評価は×となります。

③ 「形」の種類により難易度に差があり、配点を検討した方がよい。

見解 柔道実技審査の評価においても受審者が3年間に修得したものの修得状況を評価する制度で、出題項目によって受審者の「でき」「できない」があることは学校での指導が十分でなかったと思われます。しかし、受審者の審査当日に受ける不公平感を考慮し、将来的な制度改正に当たって複数課題の審査を検討事項とさせていただきます。

5. 口頭試問について

① 口頭試問の範囲が曖昧なので、範囲を絞り込んだ方がよい。

② 試合により国際と国内ルールを採用が曖昧なので出題内容を検討した方がよい。

見解 上記2項目について、審査要領に記載してある内容を参考に出題していただきたい。

6. 審査組数について

整復実技審査と柔道実技審査の所要時間に相当差異を生じるので受審者数と審査組数について検討した方がよい。

見解 審査制度の変更については認定実技審査委員会に検討を付託します。

7. 実施時期について

実施を早く(8月、1か月早く)した方がよい。

見解 審査制度の変更については認定実技審査委員会に検討を付託します。

8. その他

① 模範DVDを作成した方がよい。

見解 DVDを作成する予定はありません。なお、形の模範演技については市販のDVDもありますので参考にされるとよいと思われます。

審査要領編集小委員会からの要望

- ① 派遣審査員、自校審査員ともセクシャルハラスメント、パワーハラスメントと取られる発言がないよう十分注意していただきたい。